

【】国会の地位としくみ

【】国会の地位

[解答 1]① 最高機関 ② 立法機関

[解説]

憲法は 41 条で、「国会は、<sup>こっけん きいこうきかん</sup>国権の最高機関であって、<sup>ゆいいつ</sup>国の唯一の立法機関である」と定めている。また、43 条で、「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」と定めている。

国会は、国民の選挙で選ばれた国会議員によって構成されている国民の代表機関である。国会が国権の最高機関とされ内閣や裁判所よりも強い権限があたえられているのは、国会が主権者である国民と選挙で直接結びついており、国民は選挙を通じて国会をコントロールできるからである(国民→国会)。内閣総理大臣は国会が指名し、裁判官は内閣が指名・任命するので国民のコントロールは間接的になる(国民→国会→内閣、国民→国会→内閣→裁判所)。また、法律は国会だけが制定できるので、国会は国の唯一の立法機関でもある。

[国会の地位]
国権の最高機関
唯一の立法機関

※この単元で特に出題頻度が高いのは「国権の最高機関」「唯一の立法機関」である。

[解答 2]X 最高機関 Y 立法機関

[解答 3]① 国権 ② 立法

[解答 4]① 代表 ② 国権 ③ 最高機関 ④ 立法機関 ⑤ 41

[解答 5]① 選挙 ② 代表 ③ 最高 ④ 立法

[解説]

国会は国民の代表機関である。憲法 43 条に「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。」とある。

[解答 6]国会は、国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関である。

[解答 7]主権者である国民が直接選んだ代表者によって構成されるので。

## 【】 二院制

[二院制]

[解答 8] 二院

[解説]

国会は、任期が短く解散制度がある衆議院しゅうぎいんと、任期が長く解散がない参議院さんぎいんの2つの議院で構成されているが、これを二院制にいんせいという。二院制をとっている理由は、国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重しんちょうな審議しんぎによって衆議院の行き過ぎをおさえるためである。

[二院制]

国民のさまざまな意見をより  
広く国会に反映させるため

慎重な審議によって衆議院の  
行き過ぎをおさえるため

※この単元で特に出題頻度が高いのは「二院制」「慎重な審議によって衆議院の行き過ぎをおさえるため」「国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させるため」である。

[解答 9](1) 二院制 (2) ア, エ

[解答 10](1)① 衆議 ② 参議 ③ 二院制 (2) 慎重な審議によって衆議院の行き過ぎをおさえるため。

[解答 11](1)① 衆議院 ② 参議院 (2) 二院制 (3) 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって衆議院の行き過ぎをおさえるため。

[解答 12]国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって衆議院の行き過ぎをおさえるため。

[解答 13]良識

[任期・被選挙権・定数などのちがい]

[解答 14](1) 4年 (2) 6年

[解説]

衆議院議員しゅうぎいんの任期は4年と短く、しかも、解散制度かいさんがあるため実際の平均在任期間はさらに短くなる(約2.8年)。このため、衆議院は世論せろんを敏感びんかんに反映しやすい。これに対し、参議院議員の任期は6年と比較的長く、解散制度もない。ただし、参議院議員は3年ごとに半数かいせんを改選するしくみになっている。

※この単元で特に出題頻度が高いのは任期「4年」「6年」である。

[任期]

衆議院議員：4年，解散あり  
参議院議員：6年，解散なし

[解答 15]① 4 ② 6 ③ 解散

[解答 16]① 475 ② 4 ③ 6 ④ 30

[解説]

(衆議院と参議院の比較)

	衆議院	参議院
議員数	475 人	242 人
任期	4 年(解散あり)	6 年(解散なし)(3 年ごとに半数改選)
被選挙権	25 歳以上	30 歳以上
選挙権	18 歳以上	18 歳以上
選挙区	小選挙区：295 人 比例代表：180 人 (小選挙区比例代表並立制)	選挙区：146 人(都道府県ごとの選挙区) 比例代表：96 人

※この単元で特に出題頻度が高いのは任期「4 年」「6 年」である。被選挙権「25 歳以上」「30 歳以上」、議員数「475 人」「242 人」の出題頻度も高い。

[解答 17]① 参議院 ② 242 ③ 4 ④ 3 ⑤ 18 ⑥ 被選挙権

[解答 18]① 475 ② 242 ③ 4 ④ 6 ⑤ 18 ⑥ 25 ⑦ 30

[解答 19]① 4 ② 6 ③ 25 ④ 30 ⑤ 比例代表 ⑥ 小選挙区 ⑦ 選挙区 ⑧ 475

⑨ 242 ⑩ あり ⑪ なし

[解答 20]① 参議院 ② 衆議院 ③ 衆議院 ④ 衆議院

[解答 21](1) 小選挙区比例代表並立制 (2) 295 人 (3) 48 人

[解説]

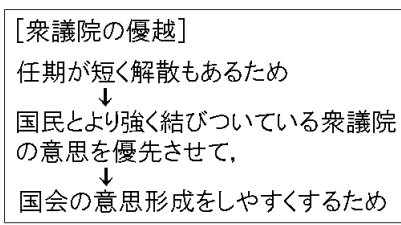
衆議院議員選挙は、小選挙区比例代表並立制で行われている。すなわち、小選挙区で 295 人、比例代表で 180 人が選出される。これに対し、参議院議員の選挙区は、選挙区が 146 人、比例代表が 96 人である。参議院議員は 3 年ごとに半数が改選されるので、1 回の選挙で選出される比例代表の議員数は、 $96 \div 2 = 48$  人である。

[衆議院の優越]

[解答 22]優越

[解説]

両院がたがいに抑制しあうことによって、慎重に審議し、国民のさまざまな意見や利益を政治に反映させる目的で二院制がとられている。しかし、衆議院と参議院をまったく対等とすると、著しい不都合が生じるおそれがある。たとえば、衆議院は与党が多数を占め、参議院



は野党が多数を占めるという「ねじれ国会」になっている場合には、与党の過半数で衆議院を通過した法案が、参議院で野党によって否決されることが多くなる。このような状態が続くと国の政治は停滞してしまうことになる。予算の議決や内閣総理大臣の指名などの場合、衆参が対立したまま、いつまでも決着がつかないではすまされない。

そこで、憲法は、法律の制定、予算の審議・議決、内閣総理大臣の指名などについて、衆議院の優越を定めている。任期が短く解散もあるため国民とより強く結びついている(世論をより敏感に反映する)衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするために、衆議院に優越した地位を与えたのである。

※この單元では、「衆議院の優越」という語句と、その理由を記述させる問題が多数出題されている。「任期が短く解散もあるため国民とより強く結びついている衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするため」とそのまま覚えておけばよい。

[解答 23]衆議院の優越

[解答 24]エ

[解答 25]① 任期 ② 解散 ③ 国民

[解答 26]任期が短く解散もあるため国民とより強く結びついている衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするため。

[解答 27](1) 衆議院の優越 (2) 任期が短く解散もあるため国民とより強く結びついている衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするため。

[解答 28](1) 二院制 (2) 衆議院の優越 (3) 任期が短く解散もあるため国民とより強く結びついていること。

## 【】国会の種類

[常会(通常国会)]

[解答 29]常会(通常国会)

[解説]

毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議される。会期は150日間とされ、予算成立後は、法案審議を進める。

※この單元で特に出題頻度が高いのは「常会」「特別会」「臨時会」である。

[常会(通常国会)] 毎年1月に開かれる。 会期は150日間。
---------------------------------------

[解答 30]エ

[特別会(特別国会)]

[解答 31]特別会(特別国会)

[解説]

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後 30 日以内に特別会(特別国会)が召集される。特別会の目的は内閣総理大臣の指名である。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「常会」「特別会」「臨時会」である。

[特別会(特別国会)]  
衆議院の総選挙後30日以内に開催される  
内閣総理大臣の指名を行う

[解答 32]① 常会(通常国会) ② 特別会(特別国会)

[解答 33]内閣総理大臣の指名

[臨時会(臨時国会)]

[解答 34]臨時会(臨時国会)

[解説]

臨時会(臨時国会)は内閣が必要と認めたときか、あるいはいずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があったときに召集される

※この単元で特に出題頻度が高いのは「常会」「特別会」「臨時会」である。

[臨時会(臨時国会)]  
内閣が必要と認めたとき  
議員の4分の1以上の要求

[国会の種類と1年の流れ]

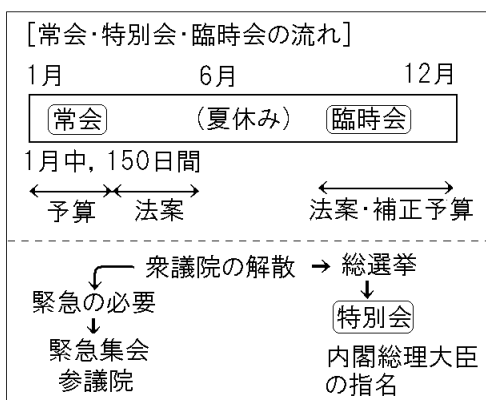
[解答 35](1)a 常(通常国) b 特別(特別国) c 臨時(臨時国) (2) 内閣総理大臣の指名

(3) 予算

[解説]

毎年1月中に必ず常会(通常国会)が開かれる。ここでは主として、4月から始まる新年度の予算が審議される。会期は150日間とされ、予算成立後は、法案審議を進める。6月中ごろに会期が迫るが、その際、会期延長が行われることがある。

その後、国会は夏休みをへて、秋から臨時会(臨時国会)が開かれる。臨時国会は内閣が必要と認めたときか、あるいはいずれかの議院



の総議員の4分の1以上の要求があったときに召集<sup>しょうしゅう</sup>されることになっているが、実際には毎年9月ごろに開かれている。ここでは、もっぱら法案審議が中心になる。

衆議院が解散されて総選挙が行われたときは、総選挙後30日以内に特別国会(特別会)が召集<sup>しょうしゅう</sup>される。特別国会の目的は内閣総理大臣の指名である。

衆議院の解散中に、必要が生じたときは参議院の緊急集会<sup>きんきゅうしゅうかい</sup>が開かれる。

※この単元で特に出題頻度が高いのは「常会」「特別会」「臨時会」である。

[解答 36]① 常会(通常国会) ② 臨時会(臨時国会) ③ 特別会(特別国会)

[解説]

種類	会期と召集	主な議題
常会 (通常国会)	会期は <u>150日</u> 。毎年1回 <u>1月中</u> に召集される。会期は1回だけ延長可能。	翌年度の <u>予算の審議</u>
臨時会 (臨時国会)	内閣またはいずれかの議院の総議員の <u>4分の1以上</u> の要求があったとき開催。	補正予算の審議 緊急に必要な議題
特別会 (特別国会)	衆議院の解散後の総選挙の日から <u>30日以内</u> に召集される。	<u>内閣総理大臣の指名</u>
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急の必要がある場合に召集される。	緊急に必要な事項

[解答 37]① 常会(通常国会) ② 特別会(特別国会) ③ 臨時会(臨時国会) ④ 緊急集会

[解答 38](1)A 常会(通常国会) B 特別会(特別国会) C 臨時会(臨時国会) (2)① 1

② 150 ③ 30 ④ 4

【】国会の仕事

【】法律の制定

[法律案の提出]

[解答 39]国会議員

[解説]

法律案は内閣または国会議員によって、どちらかの議院に提出される。議員提出の法律案を、特に議員立法という。議員提出の法律案の成立割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い傾向がある。例えば第189回常会(2015年)では、内閣が提出した

75件の法律案のうち成立したものは66件である(成立率は88%)。これに対し、議員が提出した72件の法律案のうち成立したものは12件である(成立率は17%)。

(統計出典)内閣法制局ホームページ(<http://www.clb.go.jp/contents/all.html>)

※この単元でやや出題頻度が高いのは「内閣または国会議員」が法律案を提出するということである。

[法律案の提出] 内閣 国会議員(議員立法)
------------------------------

[解答 40]議員立法

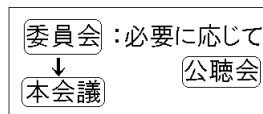
[解答 41]議員提出の法律案の成立の割合は、内閣提出の場合に比べて著しく低い。

[委員会・公聴会→本会議]

[解答 42]委員会

[解説]

膨大な法案をいちいち本会議にかけて一から審議する時間的余裕がないため、各分野の専門の委員会をそれぞれ作り、事前に専門性を有するそれらの委員会で検討し、内容をある



程度につめて、審議の効率化を図っている。委員会は国会内に作られるもので、委員会のメンバーは当然、国会議員である。国会議員は、必ずどこかの委員会に属さなくてはならない。委員会で必要に応じて、専門家や国民の意見を聞くために公聴会が開かれることがある。

※この単元で出題頻度が高いのは「委員会」「公聴会」「本会議」である。

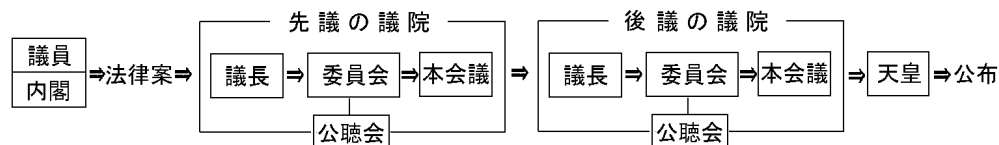
[解答 43]公聴会

[解答 44]① 本会議 ② 委員会 ③ 公聴会

[法律ができるまでの流れ]

[解答 45]A 内閣 B 委員会 C 公聴会 D 天皇

[解説]



法律案は国会議員または内閣によって、どちらかの議院に提出される。提出された法律案は、専門の委員会いいんかいで審議され、場合によっては専門家や国民の意見を聞く公聴会こうちょうかいが開かれることもある。その後、法律案は、本会議ほんかいぎに移されて審議・議決しんぎ ぎけつが行われる。委員会や本会議で法律案が可決されるためには、出席議員かはんすうの過半数の賛成が必要である。可決されれば、他の議院に送られ、同じ手続きを経て、先議の議院と同様に可決されれば法律となり天皇こうふによって公布される。

※法律の制定の単元でよく出題されるのは、この問題のような図を与えておいて、「委員会」「公聴会」「本会議」の語句を答えさせるものである。また、法律案を提出する「内閣」や「国会議員」、法律を公布する「天皇」の語句もよく出題される。

[解答 46](1) 内閣, 国会議員 (2)B 公聴会 C 本会議 D 天皇

[解答 47](1) 内閣 (2) 公聴会 (3)C 本会議 D 天皇 (4)① 出席 ② 過半数

[解答 48]① 国会議員 ② 委員会 ③ 公聴会 ④ 本会議 ⑤ 天皇

[再可決：衆議院の優越]

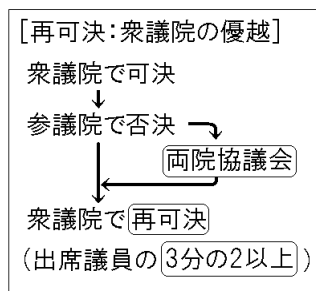
[解答 49]3分の2

[解説]

法律案が、衆議院で可決されて、参議院で否決された場合、衆参両議院の代表者による<sup>りょういんきょうぎかい</sup>両院協議会を開いて意見の調整を行うことができる。(法律案の場合は、両院協議会を必ず開かなければならないわけではない。)

衆議院で出席議員の3分の2以上で再可決した場合は法律が成立する(衆議院の優越)。なお、衆議院が可決した後、参議院が国会休会中の期間を除いて60日以内に議決しないときには、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

※この単元で出題頻度が高いのは「両院協議会」「3分の2以上」「再可決」である。



[解答 50]① 両院協議会 ② 3分の2

[解答 51]衆議院で出席議員の3分の2以上の多数で再可決する。

[法律の制定全般]

[解答 52](1)A 内閣 B 委員会 C 公聴会 (2) 出席議員の3分の2以上の賛成  
(3) 天皇

[解答 53](1)① 国会議員 ② 委員会 ③ 公聴会 ④ 本会議 ⑤ 両院協議会  
⑥ 衆議 (2) 衆議院の優越



【】国会のその他の仕事

[予算]

[解答 54](1) 内閣 (2) 衆議院

[解説]

政府は、毎年、どの程度の税金などの収入があり、それをどのよう  
に使うかという見積もりを立てる。この見積もりを予算という。

予算を提出できるのは内閣のみである。法律と違って議員が提出す

ることはできない。 予算の原案は財務省が作成し、内閣が国会に予

算を提出する。予算はまず衆議院に提出される。これを予算の先議権という(法律案の場合  
は、衆議院、参議院のどちらに先に提出してもかまわない)。

※この単元で出題頻度が高いのは「予算」「内閣が提出」「衆議院に先議権」である。

[予算]  
内閣が提出  
衆議院に先議権

[解答 55](1) 予算 (2) 財務省

[解答 56]両院協議会

[解説]

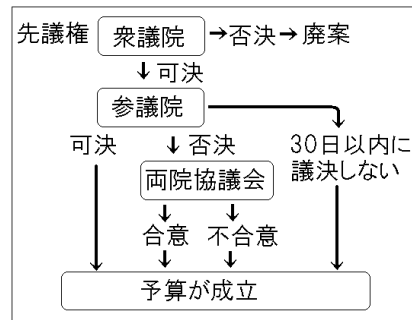
予算はまず衆議院に提出される。これを予算の  
先議権という(法律案の場合は、衆議院、参議院のど  
ちらに先に提出してもかまわない)。

衆議院では、まず予算委員会で審議・議決を行った  
後、本会議で審議・議決を行う。衆議院で可決され  
た予算案は参議院へ送られる。参議院でも予算委員  
会→本会議と審議・議決が行われる。

予算案の議決について、憲法 60 条 2 項は「予算に

ついて、参議院で衆議院と異なった議決をした場合に、法律の定めるところにより、  
両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した  
予算を受け取った後、国会休会中の期間を除いて 30 日以内に、議決しないときは、衆  
議院の議決を国会の議決とする。」と衆議院の優越を定めている。予算や内閣総理大臣  
の指名については、否決されたままではすまされない重要事項なので、法律案の場合よ  
りも、衆議院の優越を強くしている。

※この単元で出題頻度が高いのは「両院協議会を開いても意見が一致しないとき衆議院  
の議決が国会の議決となる」である。



[解答 57](1)① 本会議 (2) 両院協議会 (2) 公聴会 (3) イ

[解答 58]ウ

[解説]

アは誤り。法律と違って、予算の場合には衆議院に先議権がある。

イは誤り。衆議院で可決した予算を参議院で否決した場合は、両院協議会が開かれる。両院協議会でも意見が一致しないときは衆議院の議決が国会の議決となり、予算は成立する。

エは誤り。法律案と違って、予算は内閣が作成して国会に提出する。

[解答 59]衆議院の議決が国会の議決になる。

[内閣総理大臣の指名]

[解答 60](1) 内閣総理大臣 (2) 国会議員

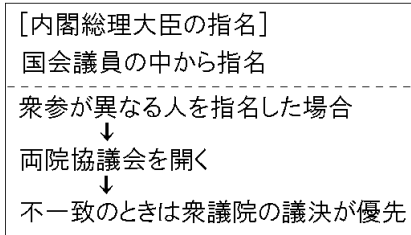
[解説]

ないかくそうりだいじん しめい  
内閣総理大臣の指名も国会の重要な仕事である。

国会は、国会議員の中から議決によって内閣総理大臣を指名する。衆議院と参議院が異なる人を指名して、りょういんぎょうざikai両院協議会でも意見がまとまらなかった場合には、衆議院の議決が優越する。

※この単元でやや出題頻度が高いのは「内閣総理

大臣の指名」で「衆議院と参議院が異なる人を指名して、両院協議会でも意見がまとまらなかった場合には、衆議院の議決が優越する」である。



[解答 61]① 法律 ② 予算 ③ 内閣総理大臣

[解答 62]衆議院

[解答 63]衆議院の議決が国会の議決になる。

[国政調査権]

[解答 64]国政調査権

[解説]

衆議院と参議院はこくせいちょうさけん国政調査権をもち、政治の実際を調査することができる。証人を議院に呼んで質問したり、政府に記録の提出を要求したりする。

※この単元で出題頻度が高いのは「国政調査権」である。

[解答 65]国政調査権

[その他]

[解答 66]① 国政調査権 ② 弾劾裁判所の設置

[解説]

国政調査権は、内閣などが行う国政を調査するために、記録の提出や証人の出頭などを要求できる権利である。内閣の政治をチェックしたり、国の政治全般に対して調査したりする権限で、これにより行政権を持つ内閣を抑制することができる。また、調査結果や証人の答弁などをしっかりと公開すれば、国民の知る権利にも応えることになる。国会は、裁判官が非行や法律違反を犯したときに裁判官を弾劾裁判によって罷免することができる。両議院で選ばれた各7名(計14名)で組織される。戦後、これまでに7回開かれ5人が罷免されている。

※この単元でやや出題頻度が高いのは「弾劾裁判所」である。

[解答 67]憲法改正

[解説]

憲法は国の基本法であり最高法規であるので、軽々しく改正を行うべきではない。憲法の改正に慎重な手続きが定められているのはこのためである。まず、内閣または国会議員が憲法改正案を提案し、衆議院・参議院の各議院において、総議員の3分の2以上の賛成で国会が憲法改正を発議する。(法律案であれば、「出席議員」の過半数で可決されるが、憲法改正は「総議員」の「3分の2以上」と、成立のための条件を厳しくしている。)次に、憲法改正の可否について、国民投票を行い、その過半数の賛成があれば憲法改正が成立する。

※この単元でやや出題頻度が高いのは「憲法改正の発議」「各議院の総議員の3分の2以上の賛成」である。

[解答 68]イ

[解答 69]① 総 ② 3分の2以上

[国会の仕事全般]

[解答 70] 条約の承認, 憲法改正の発議, 法律の制定, 国政調査権の行使

[解説]

(国会の仕事)

法律・予算など	法律の制定, <u>予算</u> の議決, 決算の承認, 条約の承認
議院内閣制関連	内閣総理大臣の指名, 内閣不信任案の議決(衆議院のみ)
その他	憲法改正の発議: 各議院の総議員の 2/3 以上の賛成が必要 <u>弾劾裁判所</u> の設置: 裁判官をやめさせるかどうかを決める 国政調査権: 証人を呼んだり記録を提出させたりする

[解答 71] 条約の締結, 予算案の作成

[解答 72] ① 法律 ② 内閣総理大臣 ③ 予算 ④ 条約

【】 衆議院が優越する場合

[解答 73] 法律の制定, 条約の承認, 予算の承認, 内閣総理大臣の指名

[解説]

(衆議院が優越する場合)

議決事項	議決結果	衆議院の優越
<u>法律案の議決</u>	参議院が衆議院と異なった議決をしたとき。衆議院が可決した法案を参議院が <u>60 日</u> 以内に議決しないとき。	衆議院で <u>出席議員の3分の2以上</u> の賛成で再可決。
<u>予算の先議</u>	予算は先に衆議院で審議される。	
<u>予算の議決</u> <u>条約の承認</u>	参議院が衆議院と異なった議決をし、 <u>両院協議会</u> で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が可決した予算等を参議院が <u>30 日</u> 以内に議決しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
<u>内閣総理大臣の指名</u>	衆参両院で異なった指名をした場合、 <u>両院協議会</u> で話し合っても意見が一致しないとき。 衆議院が指名の議決をした後 <u>10 日</u> 以内に参議院で指名しないとき。	衆議院の議決がそのまま国会の議決となる。
<u>内閣不信任決議</u>	内閣の不信任決議の議決権は <u>衆議院</u> のみに認められる。	

(衆議院と参議院が対等である場合)

<u>憲法改正の発議</u> , <u>国政調査権</u> , <u>裁判官の弾劾裁判</u> , <u>決算の承認</u>
--

※衆議院が優越する場合で特に出題頻度が高いのは「予算の議決」である。「条約の承認」「内閣総理大臣の指名」「内閣不信任(衆議院のみ)」もよく出題される。衆参が対等な「憲法改正の発議」もよく出題される。

[解答 74]条約の承認, 予算の議決, 内閣総理大臣の指名

[解答 75]予算の議決, 内閣総理大臣の指名

[解答 76]内閣不信任決議権

[解答 77]憲法改正の発議

[解答 78]決算の承認

[解答 79]衆議院の優越 ① 3分の2 ② 両院協議会

[解答 80]① 60 ② 出席議員 ③ 3分の2 ④ 先議権 ⑤ 両院協議会 ⑥ 30

⑦ 内閣総理大臣 ⑧ 10

[解答 81]① 条約 ② 内閣総理大臣 ③ 両院 ④ 参 ⑤ 衆 ⑥ 3分の2 ⑦ 4

⑧ 短 ⑨ 解散

#### 【】 総合問題

[解答 82]① 最高 ② 立法 ③ 二院 ④ 慎重 ⑤ 優越 ⑥ 任期 ⑦ 解散 ⑧ 475

⑨ 242 ⑩ 4 ⑪ 6 ⑫ 25 ⑬ 30 ⑭ 常(通常国) ⑮ 特別(特別国)

⑯ 臨時(臨時国)

[解答 83]① 内閣 ② 国会議員 ③ 委員会 ④ 公聴会 ⑤ 本会議 ⑥ 天皇

⑦ 両院協議 ⑧ 3分の2 ⑨ 予算 ⑩ 条約 ⑪ 内閣総理大臣 ⑫ 内閣

⑬ 国政調査 ⑭ 憲法改正 ⑮ 弾劾

[解答 84](1)① 最高 ② 立法 (2) 二院制 (3) 慎重な審議によって衆議院の行き過ぎをおさえるため。 (4)① 475 ② 4 ③ 6 ④ 30 (5) 衆議院の優越

(6) 任期が短く解散もあるため国民とより強く結びついている衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするため。 (7)① 常会(通常国会) ② 特別会(特別国会)

③ 臨時会(臨時国会) (8)A 内閣 B 委員会 C 公聴会 D 天皇 (9) 国政調査権

[解答 85](1)① 最高機関 ② 唯一 ③ 立法機関 (2) 二院制 (3) 国民のさまざまな意見をより広く国会に反映させることと、慎重な審議によって衆議院の行き過ぎをおさえるため。 (4)① 475 ② 242 ③ 4 ④ 6 ⑤ 25 ⑥ 30 (5) 衆議院の優越 (6) 任期が短く解散もあるため国民とより強く結びついている衆議院の意思を優先させて、国会の意思形成をしやすくするため。 (7)A 内閣 B 委員会 C 公聴会 D 本会議 E 天皇 (8)① 3分の2 ② 予算 ③ 先議 ④ 両院協議 ⑤ 衆議 ⑥ 内閣総理大臣 ⑦ 承認 ⑧ 国政調査 ⑨ 弾劾 ⑩ 発議 (9) ア, イ, ウ, エ (10)①A 通常 B 特別 C 臨時 ② 予算 ③ 内閣総理大臣の指名